

別紙様式2

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：新潟県
農業委員会名：阿賀野市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	6,029	293	237	12	44	6,322
経営耕地面積	6,055	233	169	14	50	6,288
遊休農地面積	1	0	0	0	0	1
農地台帳面積	6,373	715	714	0	1	7,088

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2,470
自給的農家数	349
販売農家数	2,121
主業農家数	331
準主業農家数	905
副業的農家数	885

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,382
女性	1,683
40代以下	363

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	550
基本構想水準到達者	72
認定新規就農者	7
農業参入法人	28
集落営農経営	2
特定農業団体	0
集落営農組織	2

※ 農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4 年 7 月 19 日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	19以内	19			
認定農業者	—	14			
認定農業者に準ずる者	—	4			
女性	—	4			
40代以下	—	4			
中立委員	—	2			

* 現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,322ha	4,033ha	63.79%
課 題	担い手農家への農地集積が加速していることから、総農家数や販売農家数ともに年々減少している。しかし、近年、個人経営の限界を感じる農業者は増加傾向にあり、国・県の農業支援も個人から法人へ移行している。 地域農業の維持及び発展のためには、認定農業者等の担い手の確保と集落営農組織や法人化などによる効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体への利用集積を一層推進していく必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
4,133ha	4,173ha	140ha	100.97%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進法による利用権設定事業等について理解を得ながら、担い手農家への農地集積が円滑に行われるよう広報誌や市ホームページ等を活用して制度の周知を徹底する。
活動実績	年間を通して、関係機関と連携し、農地中間管理事業に係る出し手・受け手の希望者や経営所得安定対策における認定農業者の優位性、農地集積や農業経営基盤強化促進法等による利用権設定等事業の円滑な実施のため、電話や窓口での相談・指導をきめ細かく行うとともに、広報紙等に掲載し制度の周知を行った。 また、事情により離農や経営規模の縮小を希望する農家からの「あっせん申出」を受けて、地域担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員が調整役を務めながら、担い手農家等に対して、農地集積・集約化を図るための「あっせん」活動を展開した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	令和2年度の目標値を達成することができた。高齢化や後継者不足等により、現担い手へ農地が集積したことが要因であると考える。
活動に対する評価	「離農」や「規模縮小」等のあっせん申出が増加してきている。農地相場は下落傾向にあるが、同時に「米価の下落・低迷」等の影響もあり、積極的な買受農家が減少している。このような状況ではあるが、関係機関との連携や窓口等におけるきめ細やかな対応、地区担当農業委員のあっせん活動が、結果として数値目標を達成できたものと考える。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	元年度新規参入者数	30年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	6 経営体	8 経営体	3 経営体
	元年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	16.7ha	28.4ha	2.5ha
課題	新規参入を希望する就農候補者は所有農地がなく、地元の知人も少ない。また、農業に関する知識や経験が未熟であり、克服しなければならない課題が多い。 そのために多岐にわたる支援を関係機関と連携して整備を進める必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
3 経営体	2 経営体	66.7%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
8.4ha	16.70ha	198.8%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	令和2年度中に農業関係機関で組織構成を行い、新規就農者支援体制連絡協議会を開催する。また、新規参入希望者について随時アドバイス、情報提供等関係機関と連携し支援を行う。
活動実績	新規就農者支援体制連絡協議会を開催することができなかった。なお、新規参入希望者に対しては、相談やアドバイス、情報提供等について関係機関と連携して対応した。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	件数では目標に届かなかった。新規参入を希望する就農候補者は、農業に関する知識や経験が少なく(若しくは無い)、また、最初は本市に農業経験のある知人は居ないに等しい。新規参入のためには、農地の確保から農業指導等、克服しなければならない課題が多岐にわたるため、関係機関の連携と、継続した支援体制を整備する必要がある。
活動に対する評価	実績には結びつかなかったが、新規参入希望者に対しては、相談やアドバイス、情報提供など各分野の担当者同士で連絡を密にして対応した。 新規就農者支援体制連絡協議会については、開催することができなかった。支援のスピード化を図る意味で現状と合わせず、協議会そのものを見直す必要があるものと考える。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	6,322ha	1.25ha	0.02%
課 題	農業就業者の減少が加速し高齢化や担い手不足等より、不耕作地が増加傾向にある。それらが要因となって農地が遊休化し、病害虫の発生原因等となり、周辺農地への悪影響が懸念される。 関係機関と連携し耕作放棄地再生利用緊急対策事業の検討や農地中間管理事業、経営所得安定対策や水田フル活用などを活用しながら、農業生産意欲の維持継続や遊休農地の解消を図る。また、農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への利用意向調査を実施し対処する。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.70ha	0.23ha	32.86%

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		40人	7月～10月	11月、12月	
	農地の利用状況調査	調査方法	1 管内を旧町村毎(4地区)の調査区域に分け、地元農業委員及び農地利用最適化推進委員を中心に関係機関と一緒にした班編成を行い、目視による農地パトロール(利用状況調査)を一斉に実施する。遊休化した農地については、現場写真や位置図など調査結果を取りまとめ記録する。また、所有者等に利用意向調査を行い、意見も踏まえて農地中間管理機構と連携し担い手への農地のあっせんや利用関係の調整を行う。 2 毎月の総会で農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法(農地利用集積計画)案件については、事前に地区担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員に農地情報システム(航空写真)からの位置図を配布し、地域調和要件等の現地調査の結果報告や関係機関等からの情報提供等を受け審議する。 3 仮登記農地、相続等の届出(農地法第3条の3第1項)、農業経営基盤強化促進法・農地利用集積計画(法第18条第2項第6号・解除条件)の権利設定農地、納税猶予特例適用農地等については、隨時調査を実施する。		
	農地の利用意向調査		調査実施時期:12月～1月	調査結果取りまとめ時期:2月、3月	
	その他の活動		特になし		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		49人	8月	9月、10月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期 10月、11月	調査結果取りまとめ時期	12月、1月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 2 筆	調査数: 筆	調査数: 筆	
		調査面積: 0. 1 ha	調査面積: ha	調査面積: ha	
	その他の活動	1 毎月の総会で農地法第3条及び農業基盤強化法(農用地利用集積計画)の総会議案の審議のため、事前に地区担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員(以下、推進委員)に航空写真を提供し、地域との調和要件等の現地調査と併せて、目視による農地パトロールを実施、また、市広報紙により情報収集に努めた。 2 管内4地区に調査区域を分け、地元農業委員並びに農地利用最適化推進委員、また関係機関と一緒に、農地パトロールを8月20日・21日に実施。遊休農地と併せて前年中で賃貸借権の設定(1ha以上抽出)、転用申請許可を受け完了報告未提出農地及び相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地(抽出)を確認。調査結果は、写真等でとりまとめ記録した。 3 取りまとめ後、農業委員並びに農地利用最適化推進委員及び関係機関による検討会を開催し、A判定に該当する農地の所有者への農地利用意向調査を行った。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	前年同様に、耕作放棄地再生利用緊急対策事業等の導入がなく、農業委員会が実施する継続的な指導により、自ら耕作再開や適切な管理が行われることにより遊休農地の解消が図られた。未解消の農地においては、農地の利用意向調査を実施し、一部ではあるが、自ら解消に向けた取組みの意向を確認できた。
活動に対する評価	農業委員並びに農地利用最適化推進委員による日常的な農地パトロール並びに毎月の総会案件である農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法の利用権設定等で、農地情報システム(航空写真等)から位置図を提供し、地区担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員が周辺農地の地域調和要件等の確認をしている。また、関係機関等からの情報提供等による現地調査を実施し、早期発見・早期指導により新たな遊休農地の発生を抑制している。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,322ha	0.06ha
課 題	違反転用については、機会を捉えて広報やチラシ等によるPRを積極的に行っているところである。特に地元農業委員並びに農地利用最適化推進委員の目の届きにくい山沿いや耕作放棄地において、違反転用や不法投棄の発生しやすい環境にあり、関係機関と連携を図りながら注視する必要がある。また、日頃から地域情報や農地パトロールなどによる未然防止が一層重要となっている。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.06ha	0.00ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄が違反転用の引き金にならないよう、市担当課等と連携の上、常に情報収集を行う。 ・無断転用の防止に効果のある「農地転用許可済表示板」については、引き続き活用し標示看板の設置を徹底する。 ・市広報及び市ホームページ等による周知。 ・日常的に各農業委員及び農地利用最適化推進委員が担当地区を農地パトロールにより調査し、違反転用が確認された場合は速やかに適切な指導を行う。 ・8月に管内全地区を対象として農地パトロール（農地利用状況調査等）を実施する。違反転用が疑われる事案については、過去の農地法許可や詳細について調査を行った上で、本人からの事情聴取等により、違反転用と判断されれば農地復旧を含めた対応を協議する。
活動実績	8月の農地パトロール（農地利用状況調査）で、違反転用と疑われる事案については、過去の経緯等を調査しながら文書通知した。市ホームページに農地法第4条、第5条許可申請書の記入方法や申請に必要な書類等についての解説を掲載した。
活動に対する評価	違反転用等を発見するため、そのことに特化した農地パトロールの実施、更には農業委員並びに農地利用最適化推進委員による日常的な現地確認や関係機関等からの情報提供により把握し対応することで、抑止効果を得られたものと考える。 また、違反転用等の理由の一つである「知らなかつた」について、農地法第4条、第5条の周知方法の更なる工夫が必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等

詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 60件、うち許可 60件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請受付では、両当事者が来庁のうえ事情聴取を行いながら申請手続きを行い、最も有利な制度に乗せるよう指導している。農業委員会事務局と農業経営改善支援センターがワンフロアであり、相互に連携しながら事務を進めている。申請された案件については、議案送付時に地区担当農業委員並びに農地利用最適化推進委員へ農地情報システムからの位置図(航空写真付)を送付し、現状把握や周辺に与える影響等の調査をしている。					
	是正措置	特になし					
総会等での審議	実施状況	事務局説明については、議案に基づき説明し、農地法の判断基準等についても補足説明を行うとともに、現地確認農業委員並びに農地利用最適化推進委員からの確認結果の合わせて報告し、審議している。					
	是正措置	特になし					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		60 件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0 件			
	是正措置	特になし					
審議結果等の公表	実施状況	議事録に審議結果を掲載し、公表している。					
	是正措置	特になし					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日		
	是正措置	特になし					

2 農地転用に関する事務

(1年間の処理件数: 39件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時に、申請者より転用計画の詳細を聞き取り、申請書及び添付書類を確認する。更に総会前に農業委員会六役から1名と農業委員3名の合計4名及び事務局で現地調査並びに事情聴取を行っている。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局が議案の説明と農地転用許可基準等を説明し、更に現地確認をした農業委員が、現地調査の結果を詳細に説明した後に質疑等を受ける形式をとっている。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	申請者に文書等で許可及び許可書の受領について通知し、許可書交付時には特に議論された事項があれば伝えることとしている。審議の内容については、議事録により公表している。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	特になし			

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	31 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	29 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	-
	対応方針	-
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	0 法人
	対応状況	-

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	5,851 件 公表時期 令和2年9月
		情報の提供方法: 市ホームページにより公表するとともに、全農家へチラシの配布した。	
	是正措置	特になし	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	3,597 件 取りまとめ時期 令和3年1月
		情報の提供方法: 市ホームページにより公表した。	
	是正措置	特になし	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	7,081ha
		データ更新: 農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、毎月更新した。	
		公表: 全国農地ナビにより公表した。	
	是正措置	特になし	

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

	〈要望・意見〉
農地利用最適化等に関する事務	〈対処内容〉

	〈要望・意見〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している